

問題一 次の文章を読んで後の問い合わせに答えなさい。

普遍的人権思想の根底にあるのは、他者への共感である。しかも、自分もした同じ経験をもとにする他者との共感・同感(sympathy)ではなくて、見知らぬ他者の、自分ではしたことのない経験に思いを馳せて感じる他者への共感(empathy)が重要なになってくる。多くの人間が、家族やその延長線上にある内集団の構成員の痛みや苦しみに共感する能力は持っている。しかし、自分とは異質な外集団の構成員に対する共感は、特に政治的・宗教的な距離があればあるほど、難しくなってくる。

近代の国民国家形成の歴史の中で、内集団の拡大が重要であったことは、ベネディクト・アンダーソンの『想像の共同体』などで広く指摘されてきたところである。同じ生活空間で日常的に顔を合わせる者との間に限られてきた共同体の概念を、「国民」という観念に拡大し、一生会うこともない見知らぬ他者でも、同じ国家に属しているという一点で内集団の一員と考えさせるのが、国民国家の思想である。Aこうしてジョウセイされたナショナリズムは、新聞などのメディアや教育、文化をはじめ、美術館、博物館、地図、歴史、「創られた伝統」などを媒体に、近代国家を構成する国民の形成に貢献してきた。

Bこの国民意識の形成は、内集団の拡大にとって重要であり、普遍的人権思想の発展にも貢献したが、集団間の壁を超えて、他の国や他の宗教集団に対する共感をジョウセイするものではなかった。例えば、明治時代以降にジョウセイされた日本のナショナリズムは、遠くに住む見知らぬ日本人同士の間での共感の発展に大きく貢献し、国内で国民の権利が守られるためには重要な要素であるが、異国に住む見知らぬルワンダ人やクロアチア人への共感には直接つながらないのである。

では、自分とは違う社会集団に属する人間に対する共感はいつ芽生え、どのようにして広がったのか? リン・ハントは著書『人権を創造する』の中で、啓蒙主義の時代に西欧で流行した書簡体小説にその端緒を見る。サミュエル・リチャードソンやジョン・ジャック・ルソーによる書簡体小説は、手紙の交換を読むというスタイルで読者のマイボッ感を高め、登場人物との一体化を促進した。そこで繰り広げられる人間ドラマは、恋愛や結婚、裏切り、出世など世俗的なことが多かつたが、登場人物の階層・宗教・国籍・性別の違いが物語のバックボーンをなす場合が多く、そうした社会集団の壁を超えた人間関係を想像させるものとなつ

ていた。

例えば、リチャードソンの代表作『パメラ』では、召使の女性である主人公パメラが、低い身分ゆえに受ける理不尽な仕打ちに苦しみながらも、その精神的美德を貫き、階層を超えて結婚し、その後もその出自を理由としたクツジヨク的な扱いを受けながらも、その高潔な振る舞いゆえに周りの人々の尊敬を勝ち取っていく。またルソーの『新エロイーズ』でも、貴族の娘ジュリーが平民の家庭教師の青年と恋に落ちるが、階級を超えた恋に対する家族の反対など様々な障害に直面し、それを乗り越えようとする姿が描かれている。手紙の交換や日記を読むという形態で書かれたこれらの作品で、読者は主人公の視点に立ち、女性の権利が様々に制限された当時の社会で女性が自己実現を図り、強く生き抜く姿を自分に置き換えて体験したのであつた。中流階級以上の間での識字率の上昇によって、より幅広く読まれるようになつたこれらの小説では、個人が自己の運命を自分で決することが重視されており、この自律性も人権感覚の基盤として重要であつた。

こうしたナラティブ構成が、<sup>注2</sup>階級や性別を超えた外集団への共感を可能にし、自律的な個人を大事にする人権理念を受け入れる土壤を作つたというのがハントの主張である。そして、後にこの共感の範囲の拡大が、例えばフランスで政治参加の権利がカトリック教徒だけだつたのが、プロテスチアント、ユダヤ人、黒人へと広がつていくことともつながつていく。これらの小説で中心的な役割を果たした女性の権利はまだ限定されていたが、平等な相続の権利や離婚する権利などは獲得し始めていた。

また、時を同じくして18世紀半ば、南フランスでカラス事件という異教徒迫害の冤罪事件<sup>えんざい</sup>が起こつた。カラス家での自殺に際して、司法が父親を殺人犯に仕立て上げ、厳しい拷問の末に死刑に処したが、後に冤罪と認められたという有名な事件である。この事件の背景には、異教徒ジンモン<sup>D</sup>のためといふことで長らく教会で正当性を持つていた拷問が、この時期も広く公開で行われていたこと、さらにはヨーロッパでの宗教紛争が影を落とし、南フランスでも新教徒に対する迫害が起こつており、カラス家もその新教徒であつたことがある。当時の高名な啓蒙思想家ヴォルテールはこの事件に大きな関心を持ち、カラス家の父のメイヨ回復に奔走し、それに成功、その後も冤罪事件のための活動に身を捧げた。<sup>E</sup>そして、この事件に触発されて、チエザーレ・ベッカリアが『犯罪と刑罰』を著し、司法改革、特に拷問廃止を訴えるなど、拷問反対運動が高まつた。

この運動の中では、人間の身体の尊厳が強調され、キリスト教的な価値観とも結び付いて、神によって与えられた身体を冒す拷問の非人道性がクローズアップされた。そして、身体の尊厳を持つ主体はキリスト教徒に限らず、人間誰にでも属する特性であることが徐々に確認されていく。それゆえに、異教徒や異人種でも拷問に処することは憚られるという考え方が広がったのだ。

運動はその後、ヨーロッパ諸国での拷問廃止への流れを作り、19世紀初頭にはヨーロッパのほとんどの国で拷問は法的正当性を失つた。この拷問廃止運動は外集団である異教徒に対しても当てはまるものであり、また地理的に限定的であつたとはいえ、国境を越えて広く他国にも広がつたという点で、最初の国際人権運動と呼べるかもしれない。そしてこれを可能にしたのが、書簡体小説などで広がつた他者への共感能力であるというのだ。

ハントの主張には、様々な批判もあり、また反証可能性のあるようなテーマではないが、18世紀の啓蒙思想家と小説家、そして当時の読者市民に普遍的人権のルーツを求める、ユニークな歴史学的試みである。もちろん、啓蒙主義に人権思想のルーツを見出すのは一般的なアプローチであるが、こうした思想家の間での観念的議論が当時の大衆文化と呼べる小説や社会的注目を集めめた事件によつて、一般に広まり、社会運動を盛り上げ、人権に関連する規範や法制度さえも変えていったのは、その後の国際人権の発展の原型とも言えるモデルであつた。

そして、人権思想の内在的論理とも言えるものが、権利主体の範囲を徐々に拡大していくのも、この時期から見られたプロセスであつた。ある集団を新しく人権を付与するに値するとみなすことになれば、次には違う集団も同様に扱わなければならなくなる可能性が高まる。人間の身体の尊厳が神聖なものであるとすれば、それは内集団だけでなく、少なくとも周りにいる同じ人間と認識された外集団には広がらなければならない。人間であることがこの原理の適用の基準であるならば、男性だけでなく女性、さらにはもっと遠くにいる見知らぬ人々にも同じ原則を当てはめなければならない。こうして、異教徒、異人種、異性と次々に人権主体の範囲が拡大され、全ての人間集団が含まれるようになつたのが、世界人権宣言である。この人権主体の範囲の拡大は今でも続いており、例えば、一番最近、人権運動に加わつた社会集団としては、性的マイノリティーが挙げられるだろう。

注 ナラティヴ narrative 物語。語るゝべ。

問い合わせ一 傍線A・B・C・D・Eのカタカナで書かれた語句を漢字で書きなさい。

問い合わせ二 傍線一「内集団の構成員」の特徴は（）のよつたない」とか、答えたなさい（二五字以内）。

問い合わせ三 傍線二「階級や性別を超えた外集団への共感」を、「書簡体小説」はなぜ可能にするのか、説明しなさい（二〇字以内）。

問い合わせ四 傍線三「権利主体の範囲」はなぜ拡大していくのか、説明しなさい（二〇字以内）。

問題二 次の文章を読んで後の問いに答えなさい。

熟<sup>つら</sup>ら今人の外國文を翻訳するを觀るに、其の巧拙高下の差等は様々にて一ならざれども、之<sup>これ</sup>を要するに、概ね已<sup>おおむ</sup>れに先づ確定せる大体の心得を具せず、多くは何の心得義例もなく只<sup>ただ</sup>漫然として等閑に字句をツヅくりツヅくりて、横走の文を縱行の文に更<sup>か</sup>へたりと云ふが如きものに似たり。<sup>一</sup>其弊<sup>その</sup>は百端にて枚挙す可<sup>べか</sup>らざれども、且<sup>しば</sup>らく其の著しき一二を數へんに、最も広く行はるる弊<sup>た</sup>は漢籍中の典語經語を西洋文の翻訳に用る事なり。經語は格言<sup>げんげん</sup>諺言<sup>げんげん</sup>の類にして、例せば「三舍ヲ避ク」とか「全豹ヲ窺フ」とかの如し。元來翻訳なる者は、原文の思想意趣を邦文に言ひかへる事にあらずや。西洋人の腦中には、「重き者」「軽き者」を、泰山、鴻毛<sup>た</sup>に喻<sup>た</sup>とふべき意趣は決して有<sup>まじき</sup>られ間敷<sup>まじき</sup>わけなるに、若し之を翻訳して泰山、鴻毛と言はば、其の「重き者」「軽き者」と云<sup>い</sup>へる事だけは聞こゆるも、唯だ是れ原文の事を伝ゆるのみにて、原文の意趣は最早<sup>もは</sup>や亡<sup>ぼろ</sup>びて無くなれり。原文に「心ニ印ス」とあらば、直ちに「心ニ印ス」と翻訳し度し。其事恰<sup>あた</sup>かも「肝ニ銘ズ」と相符すればとて、「肝ニ銘ズ」とは翻訳す可<sup>べか</sup>らず。原文の儘<sup>ままで</sup>「心ニ印ス」と書かば、啻<sup>た</sup>だ原文の「肝ニ銘ズ」の事を伝ゆるのみならず、西洋人は我の「肝ニ銘ズ」の場合に於<sup>お</sup>ては「心ニ印ス」と言ふなりと其の意趣をも伝へ得るなり。典語に至りては全く原文に無縁のものを援<sup>ひ</sup>き来て其間に挿入するものなれば、其非弁ぜずして明かなるべし。

是は誠に些<sup>さ</sup>末<sup>まつ</sup>の事の様なれども、若し文学の世界より之を眺むるときは、其の関繫<sup>かんけい</sup>決して少小ならず。外國の文を巧みに邦文に言ひかへて而かも其の意趣を成る可<sup>べ</sup>く其儘に伝ゆるは、文学世界にて一段の妙技と称すべき者なり。苟<sup>いやしく</sup>も心を此<sup>こ</sup>に用ひず漫然等閑に字句をツヅくりツヅくりて不十分の通弁となるのみにて已<sup>や</sup>まば、原文の意趣茲<sup>こ</sup>に亡<sup>ぼろ</sup>びて其の精神を失はざる者鮮<sup>すくな</sup>し。

今人は大胆なり。マコーレー氏の文も亦た翻訳し、ユーゴー氏の文も亦た翻訳す。少しく文学世界の地位を解せるものならんには、覲然逡<sup>てんぜん</sup>巡<sup>しゆん</sup>之を望て先づ自から忸怩<sup>じくじ</sup>すべき筈<sup>はず</sup>の大家名家の文をも、何の遠慮頓着なく平氣野面<sup>のづら</sup>にサツサツと之を翻訳してのけるなり。マコーレー氏の文も亦た翻訳し、ユーゴー氏の文も亦た翻訳す。而して其の筆力は如何<sup>いかん</sup>、其の心得は如何<sup>ああ</sup>。嗚呼現時の翻訳の原には有らゆる大胆者をつどへたり。大胆者は最早やは是にて十分なり。余は追々其の小心者の出でんを願ふ。<sup>三</sup>

注　覲然逡巡　はじてためらつさま。

問い合わせ一 傍線一「その弊は百端にて枚挙す可べからざれども、且しばらく其の著しき一二を数へんに」を現代語に訳しなさい。

問い合わせ二 傍線一「原文の意趣は最早やはびて無くなれり。」とあるが、これはなぜか、答えなさい(三〇字以内)。

問い合わせ三「余は追々其の小心者の出でんを願ふ。」とはどういいうことか、文章全体をふまえて説明しなさい(五〇字以内)。

問題三 次の文章を読んで後の問いに答えなさい。

赦しは、加害者が被害者に対して行つた悪事を赦すことにより、加害者と被害者の道徳的関係を修復し癒すプロセスである。

「戦争後の正義」において、赦しは、①敵対心を取り除き被害者意識を癒すことにより傷ついた関係を修復し、②改善された関係を前向きで実り豊かなものに変容させていくことによつて両者の和解を容易にし、また促進するという二つの機能を持つ。赦しの役割と機能についてさらに検討していくためには、まず、誰によつて、また誰に対して赦しが行われるのかについて明確にしておかなくてはならない。

赦しには、①集団が集団を赦す場合、②(たとえば恩赦のように)集団が個人を赦す場合、③個人の被害者が個人の加害者を赦す場合、④個人が集団を赦す場合という四つの形態が考えられる。

第一の形態は、それ自身としては珍しいことであるが、たとえば、集団間の和平条約といった公的かつ法的なプロセスに組み込まれていたとしてもおかしくはない。

第二の形態は、たとえば、戦争の開始、戦争の継続、またはその両方に責任を負う政治指導者への恩赦や、敵側の戦闘員や非戦闘員に対して戦争犯罪や残虐行為や非人道的な扱いを行つた元戦闘員への恩赦などがそれである。この形態の赦しは、もし司法が関与する場合には法的なものになるが、交渉や妥協によるものであれば純粹に政治的なものになる。しかし、これらのいずれもが、個人の被害者の道徳や良心に基づく赦しを構成しないことは明らかである。集団による赦しは、時として政治ゲームになつてしまふ可能性がある。しかし、この点において、個人の被害者の道徳や良心に基づく赦しは、個人間のみならず社会においても、平和を実現するために強大な力を發揮する潜在可能性を持つ。

第三の形態は、最も一般的な、第一義的には個人の被害者の道徳や良心に基づく個人間の赦しである。

第四の形態は、あまりないようと思われるかもしれないが、個人の被害者が加害者である集団を赦すという可能性は否定できな  
い。

上記四つの形態の赦しのうち、加害者と被害者の間の関係に最も好ましい関係を構築するために非常に有望であるのは、個人間の赦しである。この形態の赦しは、被害者と加害者双方に対しても二方向で機能するかもしれないからである。赦しは、敵対心を取り除き被害者意識を癒すことにより傷ついた関係を修復するとともに、改善された関係をさらに未来志向の前向きで実り豊かなものに変容させていくかもしれない。加害者の悪事を赦す被害者は、まさに赦すという行為そのものによって自身の被害者意識を癒すことができる。被害者は赦すことによって慰められ、昇華、充足を獲得できるからである。

理想世界では、加害者が被害者によって赦されたならば、その時に加害者は、自身の道徳的悪を認識し反省することにより罪を購<sup>あがな</sup>う機会を獲得し、またそれによって道徳的悪の意識が軽減することにより救済の機会を獲得する。

しかし、現実世界では、被害者によって赦されるか否かをまったく気にしない加害者もいる。とはいっても、このことは、被害者が加害者を赦すことにおいてはさしたる問題とはならない。加害者から被害者に対して向けられる謝罪と異なり、赦しは被害者から加害者に対して向けられる。謝罪は被害者によって拒絶されるかもしれないが、赦しの場合においては、加害者が受け入れるか拒絶するかは問題とはならない。その理由は、赦しとは、犠牲者と加害者の双方に降りかかった過去の悲劇を受容するプロセスだからである。

また、赦しは、自分自身をエンパワーメントするプロセスである。<sup>注</sup>過去を受容することにより、被害者は、未来における希望といふ展望を獲得する。いつたんは敵対心や他の負の感情を持つたとしても、その後において加害者を赦すことによって、被害者と加害者を含む世界において建設的な関係の展望を得て、被害者は前向きな感情を持つことができ、被害者意識を癒すことができるのである。それゆえ、赦しは、自己受容とエンパワーメントを通して、被害者に救済をもたらすことができる。

赦しは被害者個人の誠実さと良心による恩恵として被害者にもたらされ、被害者が加害者に与える恩寵<sup>おんちょう</sup>である。

しかし、ここで重要なのは、私たちは、加害者を赦すことを被害者に強制することはできないということである。なぜなら、赦しは個人の誠実さと良心に起源を持つ自発的な行為であるからである。

私たちにはさまざまな理由により昔の敵と和解することができないかも知れない。もし私たちが加害者であつたなら、被害者に対して謝罪を行うことができないかも知れない。もし私たちが被害者であつたなら、加害者からの謝罪を受け入れられないかも知れないし、私たちを害し苦しめた者達を赦すことができないかも知れない。

被害者が加害者を赦すことは、あたかも聖人のような行いである。そのことは被害者が排他的に持つ特権の一形態であると考えられるかも知れないが、赦しが誠実さと良心からのみ履行されるものであるならば、私たちの多くにとつて、それは非常に困難なことかも知れない。

しかし、この困難こそが、私たちが、赦しを、被害者が取りうる行いの中で道徳的に最も賞賛されるものと考え、また、紛争終結後の状況において平和と正義をもたらし実現するための最後の望みであり、最後の<sup>とりで</sup>砦とみなす理由なのではないか。

——眞嶋俊造『正しい戦争はあるのか?』

注 エンパワーメント 力や権限を付与すること。

問い合わせ 右の文章を要約しなさい(100字以内)。